

令和 6 年度

東京都北区交通安全実施計画

東京都北区

目 次

I 実施計画の趣旨（総論）

第1章	東京都北区交通安全実施計画作成の主旨	
1	計画の位置づけ	1
2	令和5年の交通事故発生などの状況	1
3	「東京都北区交通安全計画」の目標及び本実施計画における取組	3
第2章	重点課題及び施策の方向性	
1	重点課題「高齢者及び子どもの交通安全の確保」	4
2	重点課題「自転車の安全利用の推進」	4
3	重点課題「二輪車の安全対策の推進」	4
4	重点課題「飲酒運転の根絶」	4
5	先端技術の活用	4
6	「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進	5

II 道路交通の安全（分野別施策）

第1章	道路交通環境の整備	
1	安全安心な生活道路の構築	7
2	道路における交通安全対策の推進	8
3	交通安全施設など整備事業の推進	11
4	交通規制の実施	13
5	自転車利用環境の総合的整備	14
6	公共交通機関利用の促進	16
7	その他の道路交通環境の整備	17
第2章	交通安全意識の啓発	
1	段階的・体系的な交通安全教育の推進	20
2	地域における交通安全意識の高揚	25
3	交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	28
第3章	道路交通秩序の維持	
1	指導取締りの強化	32
2	悪質な交通事故事件などに対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化	34
3	駐車秩序の確立	35
4	踏切道の安全を図るための措置	37
第4章	安全運転の確保	
1	安全運転の確保	39
第5章	救助・救急体制の整備と被害者の支援	
1	救助・救急体制の充実	42
2	被害者の支援	45

< 付属資料 >

1 北区における推進体制	47
2 民間における推進体制	48
○交通安全対策基本法（抜粋）	49
○条例・宣言一覧	49
○交通事故の状況	
1 全国の交通事故	50
2 都内の交通事故	50
3 北区内の交通事故	51
○北区内の交通死亡事故発生状況	54

I 実施計画の主旨（総論）

第1章 東京都北区交通安全実施計画作成の主旨

1 計画の位置付け

(1) 計画の主旨

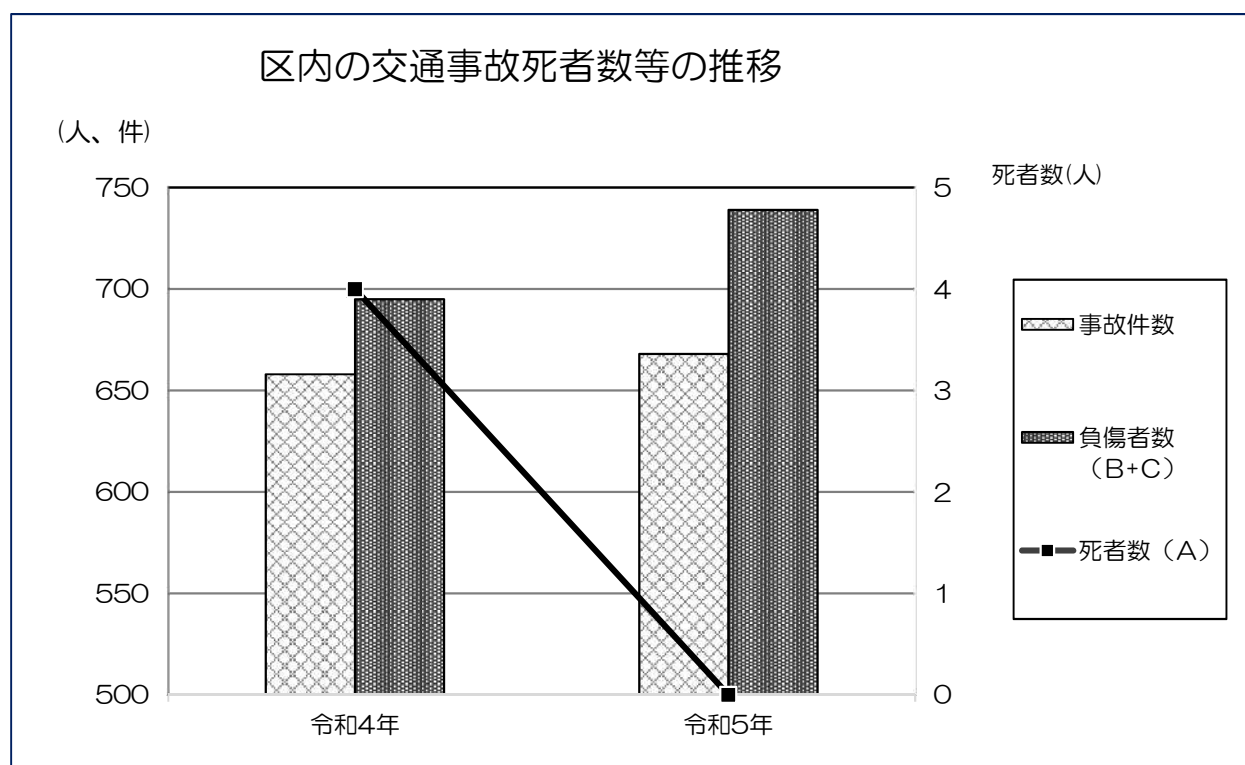
この実施計画は、東京都北区交通安全計画（令和3年度～7年度）に基づき、人命尊重の理念に立って、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全で安心な北区を実現していくために取り組むべき施策について定めるもので、令和6年度において区および関係行政機関が実施する施策を具体化したものです。

2 令和5年の交通事故発生などの状況

(1) 交通事故発生件数及び死傷者数

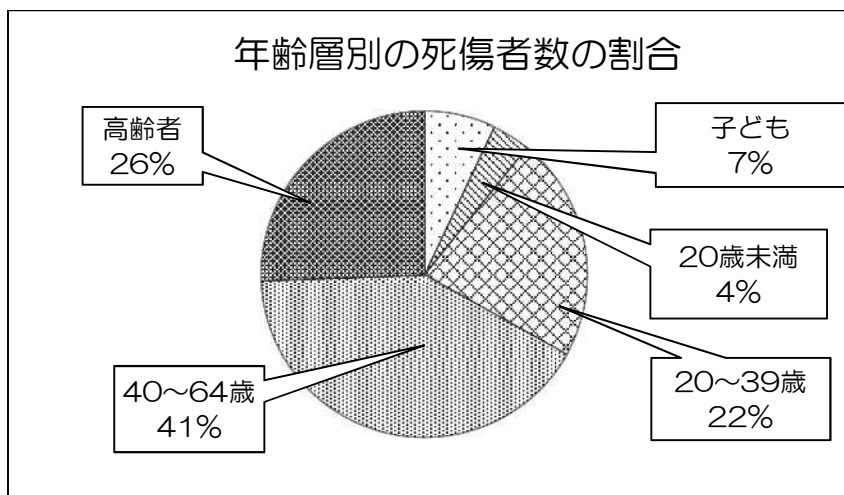
区分	事故件数	死者数 (A) ※	負傷者数 (B+C)	重傷者数 (B)	軽傷者数 (C)	死傷者数 (A+B+C)
令和4年	658	4	695	47	648	699
令和5年	668	0	739	57	682	739
増減	10	-4	44	10	34	40

※死者数は、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数



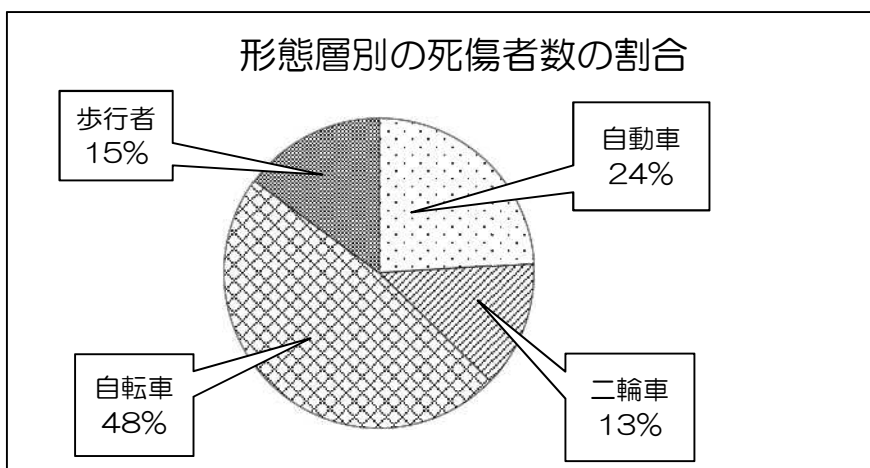
(2) 年齢層別の死傷者数

		子ども				20歳未満 (子どもを除く)		成年							高齢者	合計
		幼児	小学生	中学生	小計	高校生	左記を除く 20歳未満	20 ~ 24 歳	25 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	小計	65歳以上	
4年	死者	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	4
	負傷者	12	20	5	37	12	15	34	47	96	123	107	38	445	186	695
5年	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	16	32	4	52	11	17	34	39	92	116	138	51	470	189	739
増減	死者	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	-1	0	0	-1	-2	-4
	負傷者	4	12	-1	15	-1	2	0	-8	-4	-7	31	13	25	3	44



(3) 形態別の死傷者数

	自動車	二輪	自転車	歩行者	合計
令和4年	137	111	341	110	699
令和5年	178	98	353	110	739
増減	41	-13	12	0	40



3 「東京都北区交通安全計画」の目標及び本実施計画における取組

「東京都北区交通安全計画（令和3年度～7年度）」の目標

人命尊重の理念に立って、各機関が連携、協力して各種施策を着実に推進していくとともに、区民の交通安全に関する自助、共助の取組を支援することにより交通事故がより減少するよう努めます。

交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指します。当面は前回の交通安全計画の目標達成に向けて、令和7年まで年間の道路交通事故死者数を前年以下にするとともに、負傷者数は更なる減少を目指します。

第2章 重点課題及び施策の方向性

1 重点課題「高齢者及び子どもの交通安全の確保」

区内高齢者の交通事故死者の多くが歩行中または、自転車乗用中によるものです。

このような歩行者及び自転車利用者として的高齢者を交通事故から守るため、歩行者や自転車の通行空間などの道路交通環境を整備するとともに、反射材用品の活用による薄暮時及び夜間の交通安全対策、参加・体験・実践型の交通安全教育、広報啓発活動を推進します。

また、子どもの交通事故が発生する状態は、歩行中や自転車乗車中が多くを占めており、歩行中の飛出しや自転車の安全不確認、一時不停止など子どもの違反による事故も発生しています。そのため、交通ルールを理解・定着させるための交通安全教育を充実させるとともに、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動することができる判断力の育成を行うために、関係機関が連携を強化し、参加・体験型の交通安全教室の充実を図ります。

2 重点課題「自転車の安全利用の推進」

自転車は、環境にやさしく身近で便利な移動手段として多くの人々が利用していますが、自転車利用のマナーやルール遵守については、問題点が指摘されています。また、自転車乗用中の交通事故についても、死傷者数が高水準で推移するなどの状況にあります。

さらに、自転車が歩行者に激突して死傷させるなど、自転車が加害者になるケースや、その補償問題も近年クローズアップされてきています。

こうした諸課題を踏まえ、都においては「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年7月1日施行）が制定されました。

自転車利用のマナー向上やルール遵守の徹底のための交通安全教育などの充実、駅周辺の放置自転車対策の推進、自転車の安全確保のためのキャンペーンなどの取組を進めるとともに、自転車の安全利用の総合的な検討に努めます。

3 重点課題「二輪車の安全対策の推進」

区内における二輪車乗車中（原動機付き自転車を含む）の交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にあります。二輪車事故を防止するために、交通安全施設の整備や運転者教育の充実を図るとともに、指導取締りの強化などに努めます。

4 重点課題「飲酒運転の根絶」

飲酒運転は、飲酒後にそのアルコールの影響がある状態で自動車などを運転するという犯罪行為です。一般的な交通違反・交通事故とは異なり、その悪質性は極めて高いものと言えます。

アルコールは人の認知判断能力を低下させるため、悲惨な重大事故を招くことが多く、不断の啓発活動などを推進していくことが必要です。

5 先端技術の活用

近年の交通事故の発生状況やその要因を踏まえつつ、事故が起きにくい環境を作っていくことが重要であり、交通安全に資する先端技術の普及活用を促進していく必要があります。

既に交通事故発生を予防する技術（定速走行、車間距離制御装置）や事故の被害を軽減する技術（エアバッグ、現場急行支援システム）などが先端技術として車両

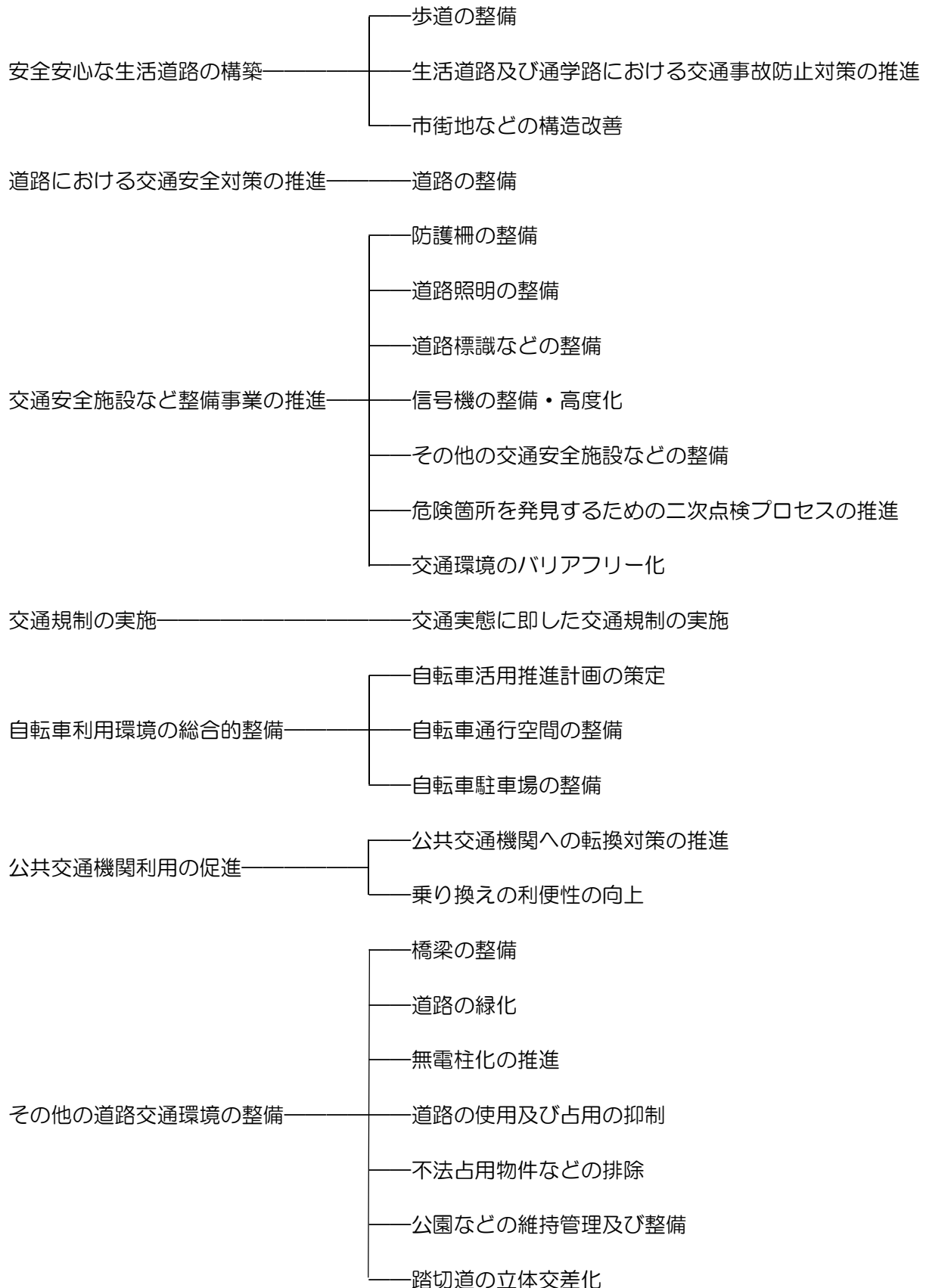
に搭載されている例もあります。利用者にそれぞれの技術を理解してもらうため、あらゆる機会を通じデモンストレーションや体験教室を行い、先端技術が事故回避に有効に活用されるよう普及を促進していきます。

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

第1章 道路交通環境の整備

〔施策の体系〕



1 安全安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備（土木政策課）

交通事故を未然に防止し、道路交通の円滑化を図るため、歩行者などを自動車交通から分離した歩道整備を計画し、その実現に努力していきます。バリアフリーに対応し、誰もが安心して通行できる歩道の整備を推進します。

(2) 生活道路及び通学路における交通事故防止対策の推進

ア 生活道路における交通事故対策の推進（警察署）

ゾーン30や道路標識の超高輝度化などの整備を進めるなど、歩行者及び自転車利用者の視点に立った各種交通事故対策を推進します。

イ 通学路における交通安全点検などの推進（警察署・学校支援課・交通事業担当課）

児童の新入学時期や、春の全国交通安全運動などの機会をとらえて、学校関係者及びPTA、教育委員会、警察署、道路管理者などが協力し、通学路の安全点検を実施し、各種交通安全施設対策及び交通規制・交通管制対策を行います。

令和3年度実績（※）	令和4年度実績	令和5年度実績
29校	12校	16校

※文部科学省通知「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、希望する全校の小学校を対象に実施した件数を含む

(3) 市街地などの構造改善

ア 市街地再開発事業（拠点まちづくり担当課）

第一種市街地再開発事業の中で、十条駅西口周辺の駅前広場や道路、地下駐輪場の整備を進め、地域の生活環境と交通環境を改善します。

イ 密集事業（防災まちづくり担当課）

木造住宅密集地域において、幅員6m以上の主要生活道路の整備を進めるなど、事業を推進します。

II 道路交通の安全（分野別施策）

2 道路における交通安全対策の推進

(1) 道路の整備（都市計画課・防災まちづくり担当課）

都市計画道路については、原則として都市の骨格を形成する放射線・環状線及び補助線のうち複数区にまたがる広域的な路線を都が所管し、それ以外のものを区が所管しています。

現在、北区における都市計画道路の路線は 46 路線、延長約 59.76 km です。そのうち北区が事業を予定している未着手路線は、補助 243 号線、補助 245 号線の 2 路線です。計画区域内の建築構造物が、将来の道路事業に支障をきたすことのないよう指導（都市計画法第 53 条関係）しています。

令和 5 年度末の北区内の都市計画道路事業の進捗状況は、約 36.64 km、整備率では約 61.3% となっています。

現在事業中の路線は 20 路線、延長 10.26 km で、放射 10 号線（北本通り）をはじめ、環 5-1、5-2、補助 73、81、83、85、86、88、90、92、181、区画街路 3・7 号線、東日本旅客鉄道赤羽線付属街路 1～6 号線です。

平成 27 年度に、東京都・特別区・26 市・2 町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、優先整備路線（期間：平成 28 年度～令和 7 年度）が選定されています。

ア 国道の整備（国土交通省東京国道事務所）

安全で円滑な都市交通環境を確保するため、沿線環境に配慮しながら幹線道路の維持管理に努めます。

区内の国道（国土交通省管理）の現況	国道 17 号
延長 [m]	692
面積 [㎡]	15,845

※ 令和 5 年度東京都道路現況調書による

イ 骨格幹線道路の整備（東京都第六建設事務所）

都市の骨格を形成する幹線道路のため、区部外周部の都市計画道路を中心とした幹線道路網を整備します。併せて、バリアフリー化した幅広い歩道を整備し、歩行者及び自転車の一層の安全確保を進めます。

ウ 地域幹線道路の整備

住宅地への通過交通の進入を防ぎ、住環境を向上させるとともに、快適で安全な歩行者空間を確保するため、市街地のまちなみを構成する広い歩道と緑のある 2 車線の都市計画道路を中心とした道路を整備します。

・都道（東京都第六建設事務所）

第六建設事務所では、所管する都市計画道路整備事業、交通安全施設事業、道路維持補修事業、無電柱化事業などを実施し、円滑で、安全、快適な道路の実現に努めています。

区内の東京都管理道路の現況	国道 122 号	都 道
延長 [m]	6,311	25,775
面積 [㎡]	193,017	555,362

※ 令和 5 年度東京都道路現況調書による

・区道（土木政策課・事業用地担当課）

① 幹線区道の整備

都市計画道路などの主要幹線道路ネットワークを補完するとともに、地区内に発生する交通を集約し、歩行者の安全と車両交通の円滑化を図るため、幹線的役割を果たす道路の新設・拡幅整備を実施します。
また、道路整備事業に際して、用地取得を実施しています。

② 補助181号線（延長79.5m、計画幅員12m）

首都高速道路王子線の事業に併せて、明治通りと本路線の交通ネットワークを確保するため、昭和63年6月に都市計画事業の認可を受け、事業を実施しています。本年度は、道路・電線共同溝及び下水道施設詳細設計を進めます。

③ 区画街路3号線

本路線は、赤羽駅西口駅前広場から補助86号線へ連絡する都市計画道路で、平成25年4月に都市計画事業の認可を受けて、赤羽西地区の円滑な交通ネットワークの形成を図るため事業を進めています。
本年度は、下水管工事及び交差点改良工事を実施します。

③ 鉄道附属街路1～6号線

本路線は、十条駅付近沿線まちづくり基本計画に位置付けられた地域内における主要な生活道路であり、東西方向と比べて不足する南北方向の道路網を形成することにより、駅などへのアクセス向上を図るとともに、十条駅東側の災害時における消防活動困難区域の解消など、地域の利便性や安全性を高めることを目的とし、令和2年3月に都市計画事業の認可を受けて、事業を実施しています。

工 区道の整備（土木政策課）

交通機能の向上と歩行者の安全を図るため、区道の新設・拡幅などの事業を実施します。

○ 区道の現況（土木管理課）

路線数	1,732
総延長 [m]	347,147
総面積 [㎡]	2,265,232

才 道路舗装改良

a 路面補修事業（土木政策課）

舗装の経年劣化及び交通量の増加などによる路面疲労損傷に対して、道路の改修を計画的に実施します。

本年度は、4路線を実施するとともに、福祉のまちづくりを推進するため、既設歩道の横断勾配が大きい箇所などについて、車イスの利用者などが利用しやすくなるように改修を行う予定です。

（令和6年4月1日現在）

区 分	年度別	
	令和5年度の実績	令和6年度予定
道路舗装改良 (老朽化した道路を舗装改良する)	5,821 ㎡	8,960 ㎡

II 道路交通の安全（分野別施策）

b 道路維持事業（道路公園課）

区民の日常生活に密着した重要な事業で、道路の機能を保持し、安全で円滑な交通を確保するため、きめ細かな維持管理を行います。破損した路面の小規模な修繕から、道路清掃、雨水桝などの清掃、及び防護柵、警戒標識などの交通安全施設の保守修繕、道路の除雪作業など多岐にわたっています。さらに、休日・夜間を含め、緊急を要する工事に対応するため、請負単価契約を締結して、道路の維持・修繕を行います。

また、歩車道が分離されている主要道路については、車両による道路清掃を実施するとともに、駅前広場などのカラー舗装洗浄と透水性舗装再生の洗浄を実施します。

c 掘削道路復旧事業（土木管理課）

電話、電気、上下水道、ガスなどの企業者により掘削された道路は復旧工事の良否が、道路の耐用年数に大きな影響を及ぼすことから、掘削企業者に対して道路工事調整協議などを実施し、埋め戻し、復旧方法及び事故防止など適切な技術指導に努めています。

3 交通安全施設など整備事業の推進

交通環境の改善と交通事故防止を図るため、各種交通安全施設などの整備を計画し、歩行者の安全を重点に整備を進めています。

(1) 防護柵の整備（土木政策課）

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外などへの逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵を整備します。

事業内容	事業規模（実施予定）
ガードパイプなど設置	4路線

(2) 道路照明の整備（道路公園課）

街灯整備事業

交通安全施設整備の一環として、区道の街灯を適切に維持管理するとともに、老朽化した街灯などの改修工事を行います。また、省エネルギー対策として、既設の水銀灯をLED灯へ計画的に改修していきます。

○ 街灯一覧表

	令和5年度実績	令和6年度予定
LED灯設置数（基）	1,694	約2,100

（令和6年4月1日現在）

LED化率（%）	LED街灯数（基）	街灯合計数（基）
84.0	11,098	13,217

(3) 道路標識などの整備（警察署）

ドライバーや歩行者にとって、見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、標識板の大型化、超高輝度化、内照化などを推進します。

(4) 信号機の整備・高度化（警察署）

ア 歩行者感应制御式信号機の整備

高齢者や身体障害者などの歩行の安全を確保するため、歩行者用画像感知器を活用して、赤信号で横断を開始する歩行者に対して音声で警告を発する機能や、青信号の時間内に渡り切れないとされる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能、逆に横断歩行者がいない場合には青信号の時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する歩行者感应制御化の整備を推進します。

イ ゆとりシグナルの整備

「ゆとりシグナル（経過時間表示機能付歩行者用灯器）」は、青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制を、また、赤信号時の待ち時間を表示することで信号無視の防止を図るための信号機です。

歩行速度が遅い高齢者や、児童が安心して横断歩道を渡ることができるよう、高齢者施設の近傍や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に整備を行います。

II 道路交通の安全（分野別施策）

ウ 歩車分離式信号機の整備

歩行者と車両の通行を時間的に分離することで、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

(5) その他の交通安全施設などの整備（土木政策課・道路公園課）

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通管理者と調整のうえ、区画線、道路反射鏡、滑り止め舗装などの交通安全施設を整備します。

○ 交通安全施設一覧（道路公園課）（令和6年4月1日現在）

	令和5年度実績	令和6年度予定
区画線（m）	13,849	約 19,500
道路反射鏡（本）	4	適宜
滑り止め舗装（㎡）	239	約 540

○ 透水性舗装工事（土木政策課）

事業内容	事業規模(実施予定)
歩道透水性舗装工事	3路線

(6) 危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進（警察署）

交通死亡事故などの重大事故が発生した場合は、同様の交通事故の再発防止を図るため、現場点検（一次点検）を実施し、必要な安全施設の整備などの検討を行って対策を講じます。

この一次点検結果を踏まえ、同様の道路交通環境にある他の危険箇所を点検（二次点検）し、当該危険箇所に必要な対策を道路管理者と連携を図りながら実施します。

(7) 交通環境のバリアフリー化（都市計画課）

高齢者・障害者団体などの区民、学識経験者、関係行政機関、施設管理者、交通管理者や公共交通事業者など、様々な関係者の協力のもと、「北区バリアフリー基本構想」を策定しています。

今後も引き続き、区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、高齢者、障害者をはじめとしたさまざまな人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。

【北区バリアフリー基本構想の推進について】

平成14年度に「東京都北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、関係機関とともに駅周辺の道路や公共交通機関などのバリアフリー化に取り組んできました。その後、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成18年）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定、基本構想の計画年次の終了などを受け、さらなる地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため、平成27年度の「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」に、引き続き3地区ごとの【地区別構想】を順次策定しました。目標年次の令和7年度に向け、各施設設置管理者が行う特定事業についてスパイラルアップを図りつつ推進しています。

4 交通規制の実施

(1) 交通実態に即した交通規制の実施（警察署）

ア 路線対策

幹線・準幹線道路などの交通の安全と円滑化を図るため、交通規制の見直し、信号調整などの交通事故防止対策、渋滞緩和対策を総合的に実施します。

イ 生活道路

幹線・準幹線道路などの交通渋滞を避けて、通過車両が生活道路などの狭い道路に集中し、児童の通学などに危険を及ぼしている箇所などにおいては、通行禁止規制や一時停止など必要な交通規制を実施し、ポストコーン、狭さくななどの各種安全施設の整備を道路管理者に要請するなど、各種安全対策を実施します。

ウ 高齢者対策

高齢歩行者や高齢運転者の立場から、道路標識をより見やすくするために、大型化や超高輝度化を図ります。また、高齢歩行者対策として、裏通りなどにおいて、ガードレールや路側帯の整備を道路管理者に要請するなど、歩行者と車両の分離を道路管理者と一体となって推進します。

エ 自転車対策

自転車が安全に通行できる環境を確保するため、普通自転車専用通行帯の整備、歩道上における自転車の通行部分の指定などを推進します。

オ 二輪車対策

幹線・準幹線道路などの二輪車の交通量が多い交差点などにおいて、交差点流入部の右折車線と直進車線の間には導流帯を設けるほか、右折指導線の設置や進行方向別通行区分規制などを実施します。

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

5 自転車利用環境の総合的整備

（1）自転車活用推進計画の策定（交通事業担当課）

北区の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法の規定に基づき、令和5年度に北区自転車活用推進計画を策定した。

（2）自転車通行空間の整備（交通事業担当課・警察署）

誰もが安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車通行空間の整備を推進します。

自転車交通の整序化を図るため、幹線道路や駅周辺などの自転車交通が多い道路を対象に、自転車ナビマークやナビラインの設置などにより、自転車ネットワーク路線整備を視野に入れた地区若しくはエリアの自転車通行環境整備を推進します。

（3）自転車駐車場の整備（土木管理課）

駅周辺の交通環境を改善するため、関係機関との協議や民間助成制度の活用などにより、自転車駐車場を整備します。

第1章 道路交通環境の整備

○ 有料自転車駐車場

(令和6年4月1日現在)

駅	名称	所在地	収容可能台数			施設面積 (㎡)
			自転車	原付	計	
浮間舟渡	浮間四丁目自転車駐車場	浮間 4-30-8	454	6	460	540
北 赤 羽	浮間三丁目自転車駐車場	浮間 3-1-47	563	10	573	589
	赤羽北二丁目自転車駐車場	赤羽北 2-1-10	423	17	440	551
	北赤羽駅赤羽口自転車駐車場	赤羽北 2-32-2	283	—	283	327
	赤羽駅西口自転車駐車場	赤羽西 1-7-1	660	8	668	1,047
赤 羽	赤羽駅西口駅前自転車駐車場	赤羽西 1-5 外	79	0	79	75
	赤羽駅西口北自転車駐車場	赤羽 1-67-18	170	110	280	780
	赤羽駅南口第一自転車駐車場	赤羽 1-1-28	950	60	1,010	1,435
	赤羽駅南口第二自転車駐車場	赤羽 1-1-20	1,450	70	1,520	1,421
	赤羽駅南口第三自転車駐車場	赤羽南 2-9-43 先外	51	—	51	42
	赤羽東本通り自転車駐車場	赤羽 1-7 先外	253	—	253	414
	赤羽駅東口自転車駐車場	赤羽 1-1 先外	267	—	267	298
十 条	十条駅西口自転車駐車場	上十条 2-28 先	700	40	740	802
	十条駅東口自転車駐車場	上十条 1-14 先	29	—	29	89
板 橋	北谷端公園脇自転車駐車場	滝野川 7-14 先	160	—	160	165
東 十 条	東十条駅北口自転車駐車場	東十条 4-1 先	42	—	42	50
	東十条駅北口第二自転車駐車場	東十条 3-18-30	118	—	118	140
	東十条駅南口自転車駐車場	東十条 3-18-43	1,470	100	1,570	1,877
王 子	王子駅北口自転車駐車場	王子 1-11-1 先	630	20	658	642
	王子駅南口自転車駐車場	王子 1-3-40 先外	1,548	52	1,600	1,362
	栄町自転車駐車場	栄町 40-4 先	332	—	332	758
	音無親水公園自転車駐車場	王子本町 1-1-1 先	123	—	123	122
	王子駅明治通り自転車駐車場	王子 1-6 先外	75	—	75	205
尾 久	尾久駅前自転車駐車場	昭和町 2-1-31	565	—	565	652
田 端	新田端大橋北自転車駐車場	東田端 2-20-45	705	80	785	705
	新田端大橋南自転車駐車場	東田端 1-17-21	675	—	675	440
	新田端大橋中央自転車駐車場	東田端 2-20-52	1,003	—	1,003	1,309
	田端駅前自転車駐車場	田端 6-1-3	598	—	598	589
王子神谷	王子神谷駅前自転車駐車場	王子 5-20-3-B101	160	—	160	179
	王子神谷駅北自転車駐車場	王子 5-29-4	994	45	1,039	1,572
西 巢 鴨	滝野川三丁目自転車駐車場	滝野川 3-11-2	371	—	371	545
西ヶ原	西ヶ原駅前自転車駐車場	西ヶ原 2-3-1-34	149	—	149	266
合 計 (32 箇所)			16,050	618	16,676	19,988

○ 指定自転車置場

(令和6年4月1日現在)

駅	名称	所在地	収容可能台数	施設面積 (㎡)
赤 羽	赤羽駅西側指定自転車置場	赤羽台 1-2 先外	450	625
	赤羽公園脇指定自転車置場	赤羽南 1-14 先	200	487
	赤羽駅南側指定自転車置場	赤羽南 1-20 先	130	164
十 条	十条駅中央指定自転車置場	上十条 2-31-12 先	130	48
	十条駅北指定自転車置場	十条仲原 1-1-5	900	1,080
	十条駅南指定自転車置場	上十条 1-14-8	180	260
板 橋	北谷端公園脇指定自転車置場	滝野川 7-14 先	120	118
上 中 里	上中里駅前指定自転車置場	上中里 2-44-2 外	140	199
駒 込	駒込駅前指定自転車置場	中里 1-7 先、2-1 先	700	309
赤羽岩淵	赤羽岩淵駅周辺指定自転車置場	岩淵町 3 6 先、赤羽 1-52-10 先	160	59
志 茂	志茂駅周辺指定自転車置場	志茂 1-2-45・3-26 先	160	129
合 計 (11 箇所)			3,270	3,438

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

6 公共交通機関利用の促進

（1）公共交通機関への転換対策の推進（交通事業担当課）

誰もが安心して快適に移動できるまちを目指し、地域公共交通の充実に向けて取り組んでいきます。

（2）乗り換えの利便性の向上

ア 公共サインの整備（都市計画課）

街並みに調和したデザインで、区民や来訪者にとってわかりやすい案内表示板に整備・更新します。

イ 駅周辺へのエレベーターなどの設置（土木政策課）

高齢者や障害者を含めた誰もが移動しやすいまちづくりが求められています。公共交通へのアクセス向上を図ることを目的として、バリアフリー化を推進するため、区道などにエレベーターなどを設置します。

田端駅周辺の昇降施設設置については、令和6年度から2カ年かけて昇降機棟の増築及び昇降機などの設置を行います。

7 その他の道路交通環境の整備

(1) 橋梁の整備（土木政策課）

ア 橋梁架替整備事業

新田橋は、仮橋において企業者の添架工事を実施します。

新柳橋は、引き続き仮橋・仮設道路工事及び下部工事を進めます。

十条跨線橋は、架替に関わる関係機関との協議を継続すると共に、架替に先行してエレベーターの設置工事を実施します。

イ 橋梁維持補修事業

経年劣化による老朽化を防止し、通行車両などに対する耐荷力を保持するため、橋面継手、高欄、床版、舗装などの改修や維持補修を計画的に実施していきます。

令和6年度は、十条跨線橋と地蔵坂跨線人道橋の補修工事を実施します。

ウ 橋梁など防災対策事業

橋梁点検要領に基づき5年毎に1回、橋梁健全度調査を行っています。

本年度は、中の橋、森の下橋、緑のつり橋の調査などを実施します。

(2) 道路の緑化（道路公園課）

道路の安全性と快適さを高めるとともに、緑あふれたまちづくりを推進し、都市の美化・交通公害防止を図るため街路の緑化を推進しています。

○ 街路樹一覧表

（令和6年4月1日現在）

街路樹 (5,387本)	ベスト5	樹種	本数
	1位	ハナミズキ	1,280
	2位	ソメイヨシノ	910
	3位	イチョウ	435
	4位	ケヤキ	343
	5位	サルスベリ	306
		その他	2,113

(3) 無電柱化の推進（土木政策課）

道路の景観の向上、歩行者、自転車などの通行の安全確保、災害時の避難救助活動の円滑化など、都市の安全と魅力ある都市景観の創出のため、電線共同溝の整備により、道路上の電線類を地下に収容する無電柱化を推進します。

(4) 道路の使用及び占用の抑制（警察署・土木管理課）

道路上の工事及び作業のための道路の使用及び占有については、道路交通の安全と円滑な交通を確保するため、抑制する方針のもと適正な許可を行い、現場パトロールなどを通じて、許可条件の遵守などについて指導を徹底します。

また、道路の掘削を伴う工事については、その指導監督を強化するとともに、工事の施工方法、時期などについて調整を行い、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止します。

II 道路交通安全（分野別施策）

（5）不法占用物件などの排除（土木管理課）

良好な道路環境などを確保するとともに、道路などの不法占用、不正使用を防止するために道路パトロールなどを常時行い、違反者に対する注意指導などの是正措置を行うとともに、違反物件については除去などを実施します。

交通事故などによる道路附属物の損傷では、事故行為者への復旧請求も行います。

道路附属物の 損傷事故確認	ガードレール	ガードパイプ	カーブミラー	その他	計
令和4年度	6件	67件	26件	74件	173件
令和5年度	16件	88件	10件	95件	209件

不法占用注意指導	商 品	工事現場	その他	計
令和4年度	218件	6件	173件	397件
令和5年度	145件	21件	169件	335件

看板撤去	立て看板	小型看板	計
令和4年度	235件	4,000件	4,235件
令和5年度	187件	5,257件	5,444件

（6）公園などの維持管理及び整備（土木政策課・道路公園課）

公園、児童遊園、遊び場（201箇所約106ha）を安全で快適な魅力ある都市施設とするため、施設の維持管理及び園地の運営管理を行っています。

○ 区立の公園、児童遊園、遊び場面積（令和6年4月1日）

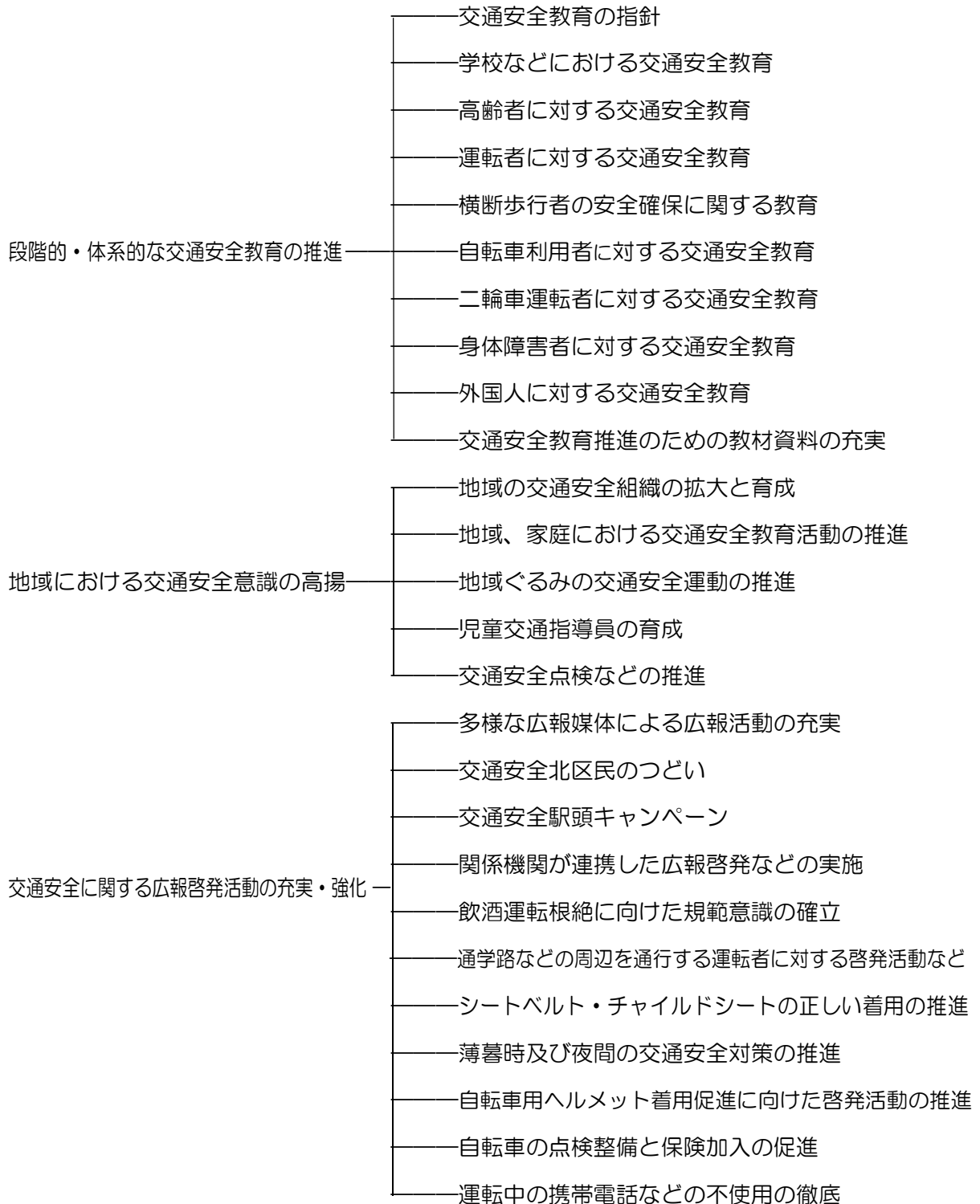
種 別	箇所数	面 積
区立の公園	87	980,304.77 m ²
区立の児童遊園	101	64,596.16 m ²
遊 び 場	13	19,672.28 m ²
計	201	1,064,573.21 m ²

（7）踏切道の立体交差化（土木政策課）

JR埼京線十条駅付近において鉄道を立体化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化して6か所の踏切を解消することにより、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上及び鉄道により分断されていた地域の一体化を図ります。

第2章 交通安全意識の啓発

〔施策の体系〕



Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

（1）交通安全教育の指針（警察署）

交通安全教育指針（平成 10 年 9 月 22 日国家公安委員会告示第 15 号）や交通の方法に関する教則（昭和 53 年 10 月 30 日国家公安委員会告示第 3 号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施します。

（2）学校などにおける交通安全教育

ア 幼稚園（教育指導課・警察署）

幼稚園では、交通安全のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら、園外保育などにおける実践活動を通して、交通安全のきまりや道路における通行方法を理解させ、具体的な体験を通して安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。

区 分	令和 5 年度実績	令和 6 年度予定	実施機関
交通安全教室	11 回 573 人	15 回 800 人	警察署

イ 保育園（保育課・警察署）

警察署との連携を通じて計画的に交通安全教育を行うとともに、日常の園外散歩時などに際して、実践的にきまりを理解させ、交通ルールを実践する意識を育てます。

区 分	令和 5 年度実績	令和 6 年度予定	実施機関
交通安全教室	21 回 1,137 人	24 回 1,300 人	警察署

ウ 小学校（教育指導課・警察署）

小学校では、安全な道路の歩行と横断、交通ルールの理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図っていきます。

区 分	令和 5 年度実績	令和 6 年度予定	実施機関
交通安全教室	111 回 13,501 人	141 回 15,603 人	警察署

また、新入学児童・保護者向け交通安全小冊子「よいこのこうつうあんぜん」を作成、配布し、通学時などにおける交通安全への習慣付けを図ります。

エ 中学校（教育指導課・警察署）

中学校では、小学校での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置などに関する基本的事項の理解を深めるために、警察署と連携し、参加・体験的な活動を取り入れた交通安全教育の充実を図っていきます。

区 分	令和 5 年度実績	令和 6 年度予定	実施機関
交通安全教室	7 回 1,880 人	9 回 2,240 人	警察署

オ 高等学校（警察署）

高等学校では、小・中学校での既習事項を確実にし、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車などの安全な利用に関する事項を、生徒や地域の実情に応じて計画的、組織的に取り上げ、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

区 分	令和5年度実績	令和6年度予定	実施機関
交通安全教室	11回 1,251人	13回 1,595人	警察署

(3) 高齢者に対する交通安全教育

ア 交通安全教育（警察署）

地域シニアクラブなどの社会参加活動の場や、高齢者が多数集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態などを踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

イ 普及啓発活動の推進（警察署）

関係団体などと連携し、春・秋の全国交通安全運動など、各種交通安全キャンペーンを実施するとともに、ポスターの掲示、リーフレットの配布などを実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

ウ 交通安全教育などの充実（交通安全協会・警察署）

高齢者・家族向け交通安全小冊子「安全毎日」を作成・配布し、交通事故発生の多い高齢者の歩行中、自転車乗用時における交通安全意識の普及啓発を行います。

区 分	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
高齢者交通安全教育等	56回	9,657人	94回	8,886人	警察署

(4) 運転者に対する交通安全教育（警察署・総務課・清掃事務所）

ア 地域、職域

地域、職域などにおける運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

区 分	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
北区職員安全運転講習会	1回	31人	1回	50人	警察署・総務課
北区清掃職員交通安全講習会	3回	92人	3回	166人	清掃事務所

イ 免許取得後の教育の充実

交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化などに対応して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図ります。

また、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、高齢運転者及びその家族からの相談に適切に対応します。

II 道路交通の安全（分野別施策）

（5）横断歩行者の安全確保に関する教育（警察署）

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先などの交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育などを推進します。

（6）自転車利用者に対する交通安全教育（交通事業担当課・警察署）

ア 自転車安全教室

a 自転車安全教室の実施

特に小学生に対して、自転車の安全利用と点検整備、自転車利用のマナー向上に向けて、自転車交通安全教室を行っていきます。

区 分	令和5年度実績	令和6年度予定	実施機関
自転車安全教室	14回 1,420人	16回 1,700人	警察署

b 自転車安全運転免許証制度の推進

自転車の安全利用の実技及び筆記試験を実施して、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用、マナー向上に努めます。

令和5年度実績			令和6年度予定			実施機関
学校数	受講者数	発行数	学校数	受講者数	発行数	
12校	631人	447枚	15校	1,100人	1,100枚	交通事業担当課 警察署

イ 自転車交通安全教室の実施

a 自転車関係組織の拡大と活動の促進を図り、自転車安全教室、子ども自転車大会、自転車街頭点検整備、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS（ビームス））による活動などを通じて、自転車の安全な利用を促進し、自転車事故の防止を図ります。

b 交通ボランティア、地域住民及び自転車安全利用PRサポーターである東京交通少年団BAGS（バッグス）などと連携し、自転車のルール・マナーの向上や自転車安全利用条例の周知に向けた広報啓発活動を推進します。

区 分	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
自転車安全教室	23回	4,021人	29回	3,605人	
自転車利用者マナー向上 街頭指導（自転車点検含む）	28回	3,719人	28回	4,419人	

ウ スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室

中学生を対象に目の前でスタントマンが交通事故を再現し、それによって交通事故の衝撃や怖さを実感させることで、ルールやマナーの必要性について考えてもらうことを目的として、「スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全体験教室」を実施し、交通安全の意識向上を図ります。

区 分	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
自転車交通安全体験教室	4回	1,565人	4回	1,500人	交通事業担当課 警察署

(7) 二輪車運転者に対する交通安全教育（警察署）

二輪車交通事故の態様については、単独事故が多発していることから、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室を実施し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

区 分	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
	回数	人員	回数	人員	
二輪車実技教室	4回	80人	4回	90人	警察署

(8) 身体障害者に対する交通安全教育（警察署）

身体障害者の安全な通行方法等に関する交通安全教育を行います。

また、身体障害者の関係機関・団体等と相互に連携を図り、手話等による交通安全教育を積極的に推進して、身体障害者の交通安全意識の高揚を図ります。

(9) 外国人に対する交通安全教育外国人に対する交通安全教育（警察署）

外国人に対しては、基本的な交通ルール等の周知に重点を置いた交通安全教育を推進します。

(10) 交通安全教育推進のための教材資料の充実（交通事業担当課）

ア 交通安全教育用DVDの貸出

交通安全教育用DVDを、保育園・幼稚園・学校・民間団体などに貸し出して、交通安全教育の充実を図ります。

DVD	在庫数 (6.4.1)
幼児・小学生（低学年）向け	19本
小（高学年）中高校生向け	10本
高齢者向け	6本
自転車利用者向け	5本
一般ドライバー向け	7本
その他	2本
計	49本

貸出状況 (令和5年度)	幼稚園 保育園	小中学校	町会・自治会 高齢者クラブ	民間企業など	警察署	その他	合計
	31本	0本	7本	13本	7本	0本	58本

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

イ ランドセルカバーの配布

小学校に入学する新 1 年生に対し、交通安全意識を養い、車両運転手からの視認性の効果を高め、交通事故防止を目的として、ランドセルカバーを配布します。

区 分	令和 5 年度実績	令和 6 年度予定	実施機関
新入学児童記念品	2,796 枚	2,800 枚	交通事業担当課

2 地域における交通安全意識の高揚

(1) 地域の交通安全組織の拡大と育成

交通ボランティア活動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を通じて規範意識の向上とともに、地域社会の絆の強化に資することから、

- ・交通ボランティアの効果的運用と活動内容の充実強化
- ・学校、事業所、町会などとの連携による若い世代の参加促進
- ・自治体との連携による財政基盤の充実

などにより、交通ボランティア組織の拡大と活動の活性化を図ります。

(2) 地域、家庭における交通安全教育活動の推進（警察署・交通安全協会）

ア 地域

町会・自治会などを単位とした各種講習会を実施するほか、交通安全協会など交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。

また、高齢者部会など各部会の活性化を図り、警察署、区、町会、事業所などと連携し、地域事情に対応した交通安全教育、交通安全活動の推進に努めます。

a 子ども（警察署）

(ア) 東京交通少年団BAGS（バッグス）への加入を促進し、組織拡大を図るとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団体活動を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。

(イ) 小学校などと連携を図り、通学路などにおける交通安全対策を推進します。

区分	滝野川警察署	王子警察署	赤羽警察署	合計	
少年団団員数	55人	71人	32人	158人	
活動内容	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
交通安全広報活動・交通整理等	38回	1,043人	40回	1,115人	警察署

b 若年層（警察署）

高校生の交通安全に関わりのある地域関係者で組織する「高等学校交通事故防止連絡協議会」などの一層の拡充を図るとともに、高校生向け交通安全教育指導者用CD-ROM及び活用マニュアルなどを活用した学校教育の場における交通安全教育を積極的に推進します。

また、二輪車実技指導などの実施を働き掛けるなど、高校生・大学生などの交通安全意識の高揚を図ります。

c 高齢者（警察署）

(ア) 生活サイクルポイント（商業施設や公共施設・駅などの高齢者が生活する上で必ず巡回する地点や場所）における反射材の直接貼付活動及びそれに付随するワンポイントアドバイスを推進して、一人でも多くの高齢者に対する啓発活動と反射材の普及を図ります。

(イ) 街頭活動を通じて、交通上危険と思われる高齢者の発見と現場におけ

II 道路交通の安全（分野別施策）

る注意・指導・安全教育を行います。

- (ウ) 警察職員や高齢者交通指導員などのボランティアが、高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点などにおける高齢歩行者の保護誘導活動や高齢の自転車利用者に対する指導啓発活動を推進します。

区 分	令和5年度実績		令和6年度予定		実施機関
高齢者宅戸別訪問	172回	263人	88回	252人	警察署
交差点等保護誘導活動	209回	3,902人	276回	5,800人	

d 女性（警察署）

交通安全協会女性部などの拡充促進と積極的な活動の支援により、子どもに対する交通安全意識の高揚を図ります。

区 分	滝野川警察署	王子警察署	赤羽警察署	合 計
女性部員数	33人	10人	0人	43人

イ 家庭

- a 家庭において交通の身近な話題が取り上げられ、交通安全についての話し合いが行われるよう、学校や交通安全協会などの組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールの普及浸透を図ります。
- b 全国交通安全運動（春・秋）や TOKYO 交通安全キャンペーンなど、運動の取組について広く区民に周知するため、年3回、家庭用回覧チラシを作成し、町会などの協力を得て、各家庭に回覧します。

(3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 交通安全運動などの実施（警察署・交通事業担当課・交通安全協会）

春・秋の全国交通安全運動、年末の TOKYO 交通安全キャンペーンは、広く区民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通の安全と円滑化を図ることを目的として行います。

特に、「多くの区民が参加できる運動」「区民に交通安全の大切さを訴える運動」として推進し、関係行政機関、地域住民、事業所、交通関係団体などが一体となって真に区民総ぐるみの運動として推進を図り交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけます。

運動名	期間
春の全国交通安全運動	令和6年4月6日～15日
秋の全国交通安全運動	令和6年9月21日～30日
TOKYO 交通安全キャンペーン	令和6年12月1日～7日

イ 「北区自転車安全日」などの実施（警察署・交通事業担当課・交通安全協会）

毎月18日を北区の『自転車安全日』と定め、区内主要駅周辺で町会・自治会、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員、警察署と区が協働して自転車の安全利用について啓発活動を実施して安全思想の普及浸透に努めます。

また、「東京都交通安全日」に指定された毎月10日に、管内の交通実態に即した重点を定め、交通安全活動を実施します。

区 分	令和5年度実績	令和6年度予定	実施機関
自転車安全日啓発活動	25回	36回	警察署 交通事業担当課

ウ 「暴走族追放強化期間」の実施（警察署）

暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車などを運転する者のグループ）が活発に活動を開始する時期に「暴走族追放強化期間」を設定し、暴走族追放気運の高揚や若者の交通安全意識の向上などを促進し、二輪車による事故防止を推進するとともに、暴走族などによる不法事案の取締りを実施します。

エ 「交差点アイコンタクト」等の推進（警察署）

年間を通して、車両の前照灯を日没より早めに点灯することを呼び掛ける「トワイライト・オン運動」のほか、ドライバーと歩行者が相互に安全を確認する「交差点アイコンタクト」や「プラスワンアクション」を広く区民に働き掛ける広報啓発活動を推進します。

また、交通事故を防ぐ方法をまとめた「TOKYO SAFETY ACTION」の周知を進めていきます。

(4) 児童交通指導員の育成（シルバー人材センター）

登下校時における児童・生徒の擁護指導をする「児童交通指導員」の育成を図るため、研修を実施します。

（令和6年度）

名 称	会 場	内 容	参加予定人数
児童交通指導員研修	赤羽会館	児童の保護誘導 について	180名

(5) 交通安全点検などの推進（警察署・交通事業担当課）

地域住民や道路利用者が主体となって、交通管理者、道路管理者とともに道路交通環境の点検を行うことにより、地域住民の交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、だれもが安全に安心して利用できる道路交通環境づくりを進めます。

II 道路交通の安全（分野別施策）

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(1) 多様な広報媒体による広報活動の充実

広く区民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着させるため、北区の広報紙である北区ニュースや北区のホームページをはじめ、懸垂幕、ポスター、チラシなどの広報媒体、行事「交通安全北区民のつどい」などのあらゆる機会を通じて、効果的な広報活動を推進します。

ア 北区ニュース（交通事業担当課・警察署）

発行年月日	内容
令和5年5月1日	春の交通安全運動
令和5年9月10日	秋の交通安全運動

イ ポスター類（交通事業担当課）

内容	令和5年度実績	令和6年度予定
・全国交通安全運動（春・秋） ・TOKYO交通安全キャンペーン	2,700部	2,700部

ウ SNS（交通事業担当課）

媒体	内容	令和5年度実績	令和6年度予定
ツイッター	・全国交通安全運動（春・秋） ・TOKYO交通安全キャンペーン	計3回発信	計5回発信
Facebook			
LINE&メルマガ			
Yahoo!くらし			

(2) 交通安全北区民のつどい（警察署・交通事業担当課）

区民の高齢者を主な対象者として、交通安全教室や催し物を行い、交通安全意識の向上を図っています。

区分	令和5年度実績	令和6年度予定
実施日	9月10日（金）	9月6日（金）
会場	北とぴあ さくらホール	北とぴあ さくらホール
参加者数	600人	1,000人

※令和6年度は「交通安全都民のつどい TOKYO SAFETY ACTION」として開催いたします

(3) 交通安全駅頭キャンペーン（警察署）

高齢者に対しては事故にまきこまれないように、自転車・自動二輪車の利用者に対しては交通ルールの厳守・交通マナーの向上を訴えるために駅頭キャンペーンを実施しています。

令和5年度実績	赤羽駅	王子駅	田端駅	尾久駅	板橋駅	十条駅
回数	18回	28回	6回	3回	4回	2回
管轄警察	赤羽	王子	滝野川	滝野川	滝野川	王子

(4) 関係機関が連携した広報啓発などの実施

ア 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発出（警察署）

交通死亡事故が多発し、一定の基準に該当した場合などにおいて、「交通死亡事故多発緊急事態宣言」を発出し、区民に対して交通事故に関する注意を喚起するとともに、警察署及び関係機関などが連携して早期に集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ります。

イ 共通の標語を用いた広報の実施（警察署・交通事業担当課）

関係機関及び団体の連携を促進するため、交通安全キャンペーンなどにおいて、共通の標語を用いた広報啓発活動を実施します。

(5) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立（警察署・交通事業担当課）

飲酒運転の危険性や飲酒運転などに起因する交通事故の実態を周知するため、各種広報媒体を活用した啓発を推進します。

(6) 通学路などの周辺を通行する運転者に対する啓発活動など（警察署）

各種キャンペーンなどの機会を通じて、通学路などの周辺を通行するドライバーに対する速度抑制や子どもを交通事故から守るための広報啓発を推進します。

(7) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進（警察署・交通安全協会）

各種講習会や街頭キャンペーンなどの機会を利用し、後部座席を含むシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の広報啓発を推進します。

区 分	令和5年度実績	令和6年度予定	実施機関
シートベルト体験車体験	0回 0人	4回 320人	警察署

(8) 薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進（警察署・交通事業担当課）

薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）や夜間における歩行者や自転車の交通事故を防止するため、シール式反射材用品やスポークリフレクターなど反射材用品の活用、外出時の目立つ色の服装習慣について、広報啓発活動を強化します。

区 分	令和5年度実績	令和6年度予定	実施機関
反射材等配布活動	215回 (従事者908人)	155回 (従事者700人)	警察署 交通事業担当課

(9) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進（警察署・交通事業担当課）

令和5年4月1日から自転車用ヘルメット着用は努力義務となり、その促進を図るため、令和5年8月1日からヘルメットの購入に対する補助を実施するとともに、購入者に対する交通安全グッズ配布、ヘルメットの実物展示、チラシなどを活用した広報啓発活動を行い、社会全体におけるヘルメット着用を推進しています。

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

（10）自転車の点検整備と保険加入の促進

北区自転車活用推進計画に基づき、自転車の点検整備及び損害賠償保険加入を促進するため、TS マーク取得に対する補助を令和6年度から実施する。

※TS マークとは

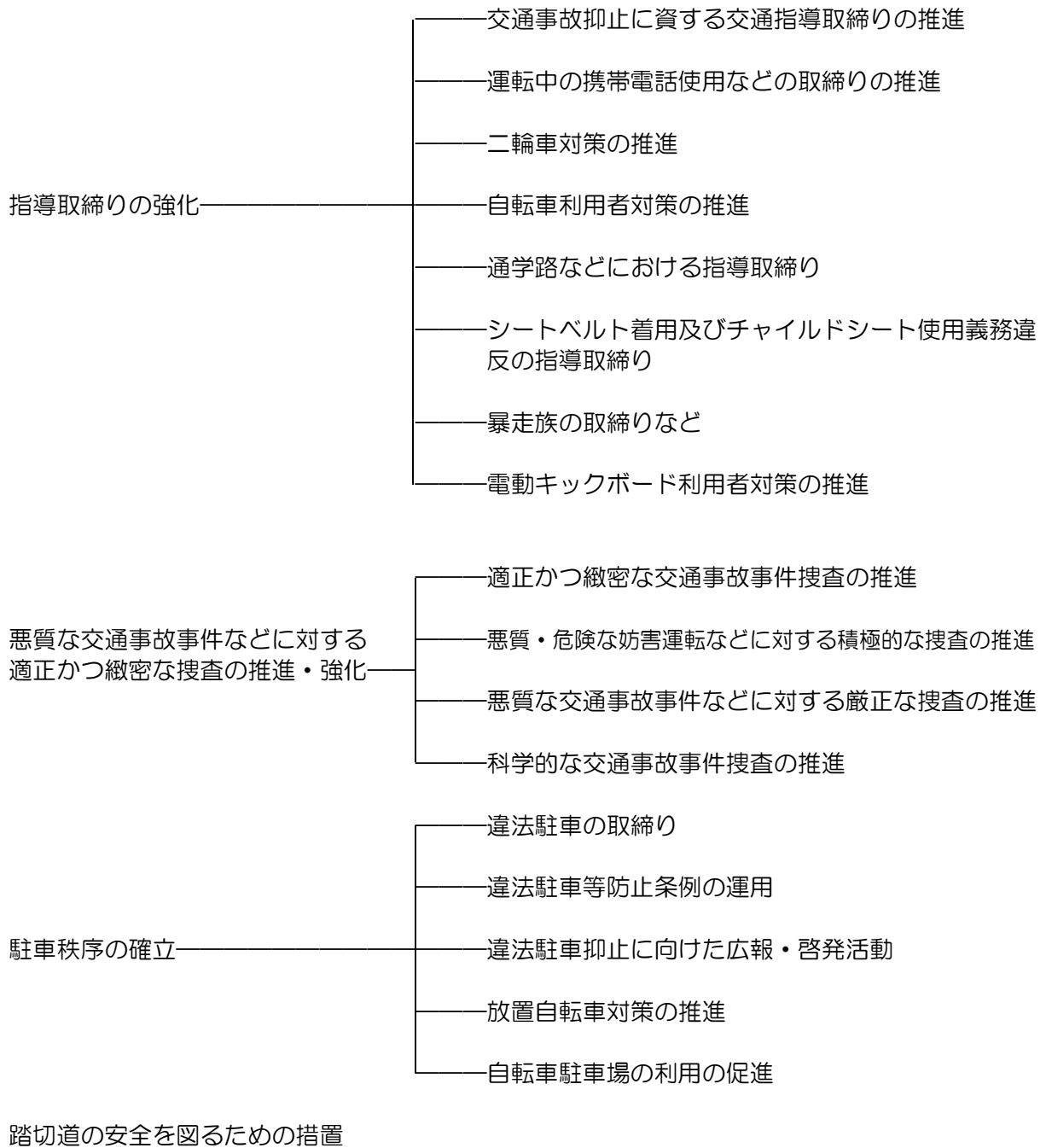
利用者を限定せず点検整備を受けた車両に付帯する1年間の保険で、補償内容が3種類（緑・赤・青）あり、店舗ごとに取り扱いは1種類

（11）運転中の携帯電話などの不使用の徹底（警察署）

運転中に携帯電話などを使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、運転者などに対し、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図ります。

第3章 道路交通秩序の維持

〔施策の体系〕



Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

1 指導取締りの強化（警察署）

（1）交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態などの緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害などの交差点違反など重大交通事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車などの提供罪、同乗罪などのほか、教唆・帮助行為などの確実な立件に努めます。

（2）運転中の携帯電話使用などの取締りの推進

運転中の携帯電話使用などは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

（3）二輪車対策の推進

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反（速度超過、進路変更、割り込みなど）の指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な違反者などに対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

（4）自転車利用者対策の推進

自転車利用者による交通事故を防止するため、自転車安全利用五則の周知を図るほか、令和5年に努力義務化されたヘルメットの着用を推進します。

また、悪質・危険な違反者に対しては、自転車講習制度の適用を視野に入れ、交通切符などによる取締りを実施します。

（5）通学路などにおける指導取締り

通学路などにおける子供の安全を確保するため、重点通学路の登下校時間帯などを勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害をはじめとする児童の安全確保のための指導取締りを推進します。

（6）シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

シートベルト・チャイルドシート着用の徹底に向けた座席ベルト装着義務違反などの指導取締りを実施します。また、交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について指導を推進します。

（7）暴走族の取締りなど

- ・暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車などを運転する者のグループ）に対しては、道路交通法のほか、あらゆる関係法令を適用し、検挙の徹底を図ります。
- ・被疑者の逮捕や使用車両の押収などを推進するとともに、暴走族などの組織解体を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。
- ・暴走族などの実態に関する情報発信や関係機関・団体との連携強化を通じて、暴走族などを許さない社会環境づくりに努めます。

(8) 電動キックボード利用者対策の推進

電動キックボード利用者による交通事故を防止するため、交通ルール・マナーを守らない走行に対しては、警告カードを活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働きかけを行い、飲酒運転等、悪質・危険な違反者に対しては交通切符などによる取締りを実施します。

II 道路交通の安全（分野別施策）

2 悪質な交通事故事件などに対する適正かつ緻密な捜査の推進・強化（警察署）

（1）適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、組織的かつ重点的な捜査と客観的証拠に基づいた立証を推進します。

（2）悪質・危険な妨害運転などに対する積極的な捜査の推進

他の車両などの通行を妨害する目的で行われる妨害運転などを認知した場合には、客観的な証拠資料の収集などを積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）などのあらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

（3）悪質な交通事故事件などに対する厳正な捜査の推進

飲酒運転や薬物を使用しての運転など悪質かつ危険な運転行為による死傷事故などについては、危険運転致死傷罪などあらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

また、ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、各種交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダーなどを効果的に活用し、被疑者の早期検挙を図ります。

さらに、自動車の使用者などによる悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者などによる不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件などの交通特殊事件についても厳正な捜査を推進します。

（4）科学的な交通事故事件捜査の推進

専門的技術・客観的証拠に基づいた交通事故事件捜査を推進するため、交通鑑識体制の充実、常時録画式交差点カメラ、3Dレーザースキャナなどの各種装備資機材の整備など、交通事故事件捜査の基盤強化を図り、科学的な交通事故事件捜査を推進します。

3 駐車秩序の確立

(1) 違法駐車取締り（警察署）

ア 使用者責任の追及など

放置車両確認機関の適正かつ効果的な運用を図り、運転者責任が追及できない場合は、放置違反金制度による「滞納処分」や「車両使用制限命令」などを行い使用者の責任追及を徹底します。

イ 重点的取締り

違法駐車の実態に応じ、重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化するとともに、悪質性の高い違反に対しては、移動措置を含む取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(2) 違法駐車等防止条例の運用（違法駐車等防止連絡会・交通事業担当課）

平成5年12月制定の「東京都北区違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車等防止重点地域に指定した王子駅、赤羽駅、板橋駅及び十条駅周辺において違法駐車などの防止に関して必要な施策を重点的に実施します。

(3) 違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動

ア 合同パトロール

区、警察署、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会及びその他の地域関係者との連絡調整を行うために設置している「違法駐車等防止連絡会」と合同で毎月1回以上、重点地域において合同で広報・啓発などの活動を実施します。

イ 交通指導員の活動

交通指導員により、日常的な広報・啓発などの活動を実施します。

(ア) 実施方法

- ①パンフレット、チラシなどの配布
- ②口頭による呼びかけ
- ③注意喚起ステッカーの前部窓ガラス・ワイパー間への挟み込みなど
- ④時間貸し駐車場に関する情報の提供
- ⑤その他必要と認められる方法

○ 令和5年度実績

違法駐車等防止連絡会の活動 (合同パトロール)	交通指導員の活動 (通常パトロール)	違法車両に対する啓発	合法車両に対する啓発
31回	93回	333件	370件

II 道路交通の安全（分野別施策）

（4）放置自転車対策の推進（土木管理課）

駅周辺の放置自転車問題は、交通安全対策の面と合わせて、都市が抱える環境問題としての面も有しています。

この放置自転車に対して、昭和58年12月制定の「東京都北区自転車の放置防止に関する条例」及び昭和61年3月制定の「東京都北区自転車等駐車場条例」に基づき、駅周辺の生活環境を確保し、通行の障害を除去することにより、街の美観を維持して安全で快適な区民生活の実現を図ります。

また、放置自転車の問題を区民に周知するため警察署や町会・自治会などの関係機関と協力し、駅周辺放置自転車クリーンキャンペーンを年3回実施します。

・放置自転車の移送・返還及び処分台数

（令和5年度）

移送台数		10,153	処分台数		2,182
区域別	整理区域外	629	内訳	廃棄	167
	整理区域内	9,524		売却※	2,015

（整理区域内 駅別台数）

浮間舟渡	143	北赤羽	354	赤羽	4,225	十条	468
板橋	177	東十条	489	王子	2,720	上中里	56
田端	271	駒込	219	尾久	111	赤羽岩淵	112
志茂	58	王子神谷	116	西ヶ原	1	西巢鴨	4

※ 売却処分は、平成19年8月から実施

・駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施状況

（令和5年度）

	実施日	実施駅	撤去台数	参加人員	備考
第1回	5月11日～14日	十条駅	43	40	区主体で実施
	5月17日～21日	田端駅	35	58	
	5月24日～28日	赤羽駅	138	118	
	5月31日～6月4日	王子駅	160	64	
第2回	9月28日～10月1日	十条駅	50	43	東京都主体で実施
	10月5日～8日	田端駅	32	38	
	10月12日～15日	赤羽駅	83	66	
	10月19日～22日	王子駅	130	88	
	10月26日～27日	駒込駅	11	12	
第3回	1月10日～14日	赤羽駅	144	95	区主体で実施
	1月17日～21日	王子駅	50	43	
	計		876	665	

（5）自転車駐車場の利用の促進（土木管理課）

駅周辺における放置自転車対策を図るため、自転車利用者に対して自転車駐車場への案内・誘導及び啓発を行い、駅前広場や周辺道路等公共の場所の通行と良好な環境の確保に努めていきます。

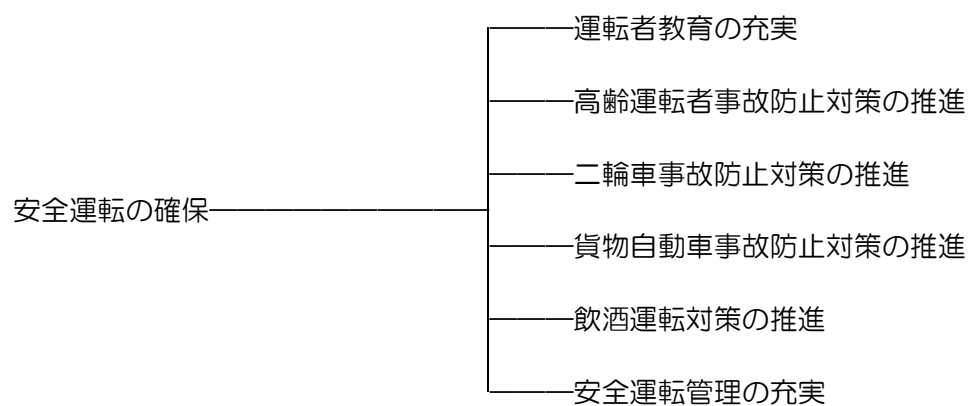
4 踏切道の安全を図るための措置（警察署）

車両などの踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。
また、関係機関及び鉄道事業者並びに道路管理者との安全対策会議を定期的を開催して、踏切道における安全対策についての情報を共有するとともに、踏切利用者や鉄道事業者等と合同による安全点検を行うなど、高齢者をはじめとする交通弱者に着目した踏切事故防止の強化に努めます。

Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

第4章 安全運転の確保

〔施策の体系〕



1 安全運転の確保（警察署）

（1）運転者教育の充実

ア 運転者教育の効果的推進

最近の交通情勢を踏まえ、交通教育の一層の充実を図るため個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育などの随時見直しを行い、運転実務に必要な知識と判断能力を習得させるための運転者教育の充実に努めます。

特に、高齢者をはじめとする交通弱者に対する思いやりのある交通安全意識の高揚の促進や交通事故の被害者、遺族の声を反映した運転者教育の充実に努めます。

イ 更新時講習の充実

運転免許証の更新の際に受講する更新時講習（優良、一般、違反、初回）において、最近の交通事故の現状と対策などについての講義を行うほか、講習指導員の資質向上、講習資器材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。

ウ 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底

一定の症状を呈する病気などに関する質問票の交付・提出制度に関し、虚偽記載した質問票の提出には罰則があること及び一定の病気を理由として免許の取消し処分を受けた者は3年以内でかつ、運転免許再取得可能な病状に回復した場合には運転免許試験の一部が免除されることを区民に周知することにより、正しい病状申告を促進します。

（2）高齢運転者事故防止対策の推進

ア 高齢運転者に対する交通安全教育の推進

高齢運転者に対しては、横断歩道における歩行者の優先など、安全な運転に必要な知識・技能を再確認させるため、通行の様態に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努めます。

イ 高齢者支援施策などの推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、各種広報媒体を活用した運転免許自主返納制度の普及及び運転経歴証明書を提示することによる優待制度に関する広報啓発に努め、高齢者の運転免許自主返納を促進します。

（3）二輪車事故防止対策の推進

ア 二輪車利用者の交通安全意識の高揚

- a 二輪車運転者に対し、関係機関・団体と連携した二輪車実技講習をはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に実施します。
- b セーフティドライブコンテストへの参加を奨励し、二輪ライダーへの安全意識の高揚を図ります。

イ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

実技教室への積極的な参加を促すため、二輪車安全運転推奨シールを受講者

II 道路交通の安全（分野別施策）

に対して交付し、模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図ります。

（４）貨物自動車事故防止対策の推進

ア 関係機関・団体などと連携し、小学校校庭などに貨物自動車を持ち込むなどの方法により児童に対する貨物自動車の特性、死角などに関する教育を行うほか、貨物自動車の運転者に対しても、運転特性などの知識を深める交通安全教育を推進し、交通安全意識の向上を図ります。

イ 貨物事業所への出前型交通安全教室及びトラックストップ作戦を随時実施します。

（５）飲酒運転対策の推進

飲酒運転は一般的な交通違反・交通事故と異なり、その悪質性は極めて高いため、行政と区民が連携して根絶に向けて対策を図ります。

ア 交通安全教育の推進

飲酒運転の危険性や実態を周知するため、学校・会社などにおける、交通安全教育を推進します。

イ 広報啓発活動の充実・強化

交通安全講習会、街頭キャンペーンや各種広報媒体を通じて、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立を推進します。

ウ 積極的な飲酒運転の取締り

実態に即した、二日酔いを含む飲酒運転の取締りを行います。

また、可搬式移動オービス（速度取締機）による時間・場所を選ばないランダムな取締りを実施します。

エ 飲食店への協力要請やハンドルキーパー運動の推進

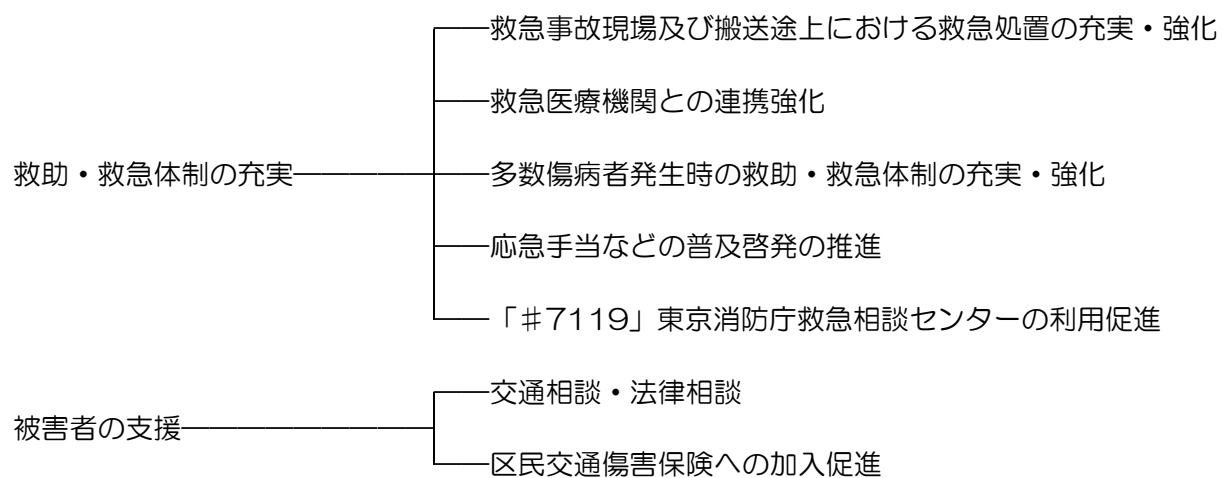
酒類提供飲食店や交通安全協会などと連携し、「ハンドルキーパーの運動」の浸透に努めます。

（６）安全運転管理の充実

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対して、自動車の安全な運転に必要な知識及び運転者に対する交通安全教育に必要な知識、技能などの講習を充実し、その資質と管理技能の向上を図ります。

第5章 救助・救急体制の整備と被害者の支援

〔施策の体系〕



Ⅱ 道路交通の安全（分野別施策）

1 救助・救急体制の充実（消防署）

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関などとの連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図ります。

東京消防庁及び北区内3消防署では、救急車の増強や救急救命士の育成などを行うとともに北区救急業務連絡協議会などを通じた地域医療機関との連携、また、事業所、町会・自治会、学校などを通じた応急手当の指導などを行います。

(1) 救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実・強化

ア 交通救助・救護体制の充実・強化

消防隊による交通救助・救護体制を継続して充実・強化するとともに、ポンプ車などに積載する救助用資器材やAEDなどの応急処置資器材を継続して整備していきます。

・救急隊出場状況

令和5年中の東京消防庁救急隊の出場件数は、918,311件となり、搬送された方を年代別で比較すると、65歳以上が過半数を占めています。

令和5年中の北区内消防署の救急隊出場状況

区 分	交通事故	急 病	一般負傷	そ の 他	総出場回数
王子消防署 (王子・十条救急隊)	294	5,303	1,288	614	7,499
赤羽消防署 (赤羽・赤羽台・西が丘・志茂救急隊)	494	8,122	1,996	994	11,606
滝野川消防署 (滝野川・三軒家・田端救急隊)	409	7,146	1,749	893	10,197
合 計	1,097	20,571	5,033	2,501	29,302

※ その他：火災、運動競技、労働災害、自損、加害などを表す。

イ 高度処置救急体制の充実

救急救命士及び救急資格者を計画的に養成・配置しています。

また、救急救命士が行うことができる救急救命処置の範囲の拡大などに対応する技術認定者の養成を推進していきます。

(2) 救急医療機関との連携強化

急病人やけが人を迅速に医療機関へ引き継ぐため、救急医療機関などとの連携を推進していきます。

(3) 多数傷病者発生時の救助・救急体制の充実・強化

大規模な交通事故など多数の負傷者が発生した場合に、消防救助機動部隊や東京DMA Tと迅速かつ円滑な連携活動が図れるよう、訓練を推進していきます。

(4) 応急手当などの普及啓発の推進

救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた人が早期に適切な応急救護処置が実施できるように区民などに対して町会・自治会の防災訓練、事業所の自衛消防訓練の際に応急手当の知識・技術の普及を継続して実施していきます。

また、「公益財団法人 東京防災救急協会」と連携して救命講習の受講促進を図っていきます。

これらの救命講習などの普及拡大を図り、事業所だけでなく商店街、町会、自治会などにおいても実効性のある応急救護体制を構築し、自主救護能力を高める必要があります。

このことから、これまでの応急手当奨励制度を拡充し、一定の要件を満たした事業所など及び団体に対し、東京消防庁ホームページでの公表及び優良証、優良マークの交付を行うことにより都民の救命講習に対する積極的な取り組みを奨励します。

○ 応急手当など普及啓発活動数(救命講習など) (令和5年中)

区 分	事業所	学 校	町会・自治会	その他	合 計
王子消防署	41	59	1	33	134
赤羽消防署	32	45	7	33	117
滝野川消防署	36	30	7	45	118
合 計	109	134	15	111	369

※ 救命講習などに関する問合せ先

- ・王子消防署 03-3927-0119
- ・赤羽消防署 03-3902-0119
- ・滝野川消防署 03-3916-0119

※ 公益財団法人

東京防災救急協会 講習受付 03-5276-0995 (平日午前9時～午後4時)
インターネット受付 (24時間対応)
https://www.tokyo-bousai.or.jp/lecture_kousyu/

(5) 「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用促進

「救急車を利用すべきか迷っている」、「診療可能な病院を教えてください」などの相談に対して緊急受診に関する医学的な助言や医療機関案内を行う「東京消防庁救急相談センター」や、緊急性がない場合の移送手段として患者搬送事業者(民間救急車など)を紹介する「東京民間救急コールセンター」などを積極的に広報し、利用を促進することで、真に救急車を必要とする区民などに対して救急隊が迅速的確に対応できる体制づくりを推進していきます。

II 道路交通の安全（分野別施策）

病院へ行く？ 救急車を呼ぶ？ 急な病気やけがで迷ったら

<東京版救急受診ガイド>

※パソコン（東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>）から病気やけがの緊急性及び受診の必要性について、自ら確認することができます。

<東京消防庁救急相談センター>

※24 時間対応

※電話 プッシュ回線、携帯電話からは#7119

その他の電話 23区 03-3212-2323

<消防署での医療機関案内>

※都内各消防署（分署、出張所も可）

※東京都医療機関案内サービス「ひまわり」24 時間対応

電話 03-5272-0303

インターネット <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

<民間救急やサポート Cab のご案内は、東京民間救急コールセンターへ>

※受付時間 オペレーター対応は 9 時～17 時まで

（ナビダイヤルは年中無休）

電話 0570-039-099（つながらないときは、03-3262-0039）

（6）救急出場件数増加に伴う救急車の適時・適切な利用について

令和 4 年中の東京消防庁の緊急出場は 872,075 件で、昭和 11 年に救急業務を開始して以来、過去最多を記録しました。

これらのことから、東京消防庁では、気温の上昇や降雪等の気象状況またはインフルエンザ等の流行により、突発的に救急需要が高まり、通常運用している救急小隊のみでは対応が困難となった場合に、非常用緊急小隊を編成し対応するとともに、「救急車ひっ迫アラート」というキーワードでホームページや SNS 等を活用し、真に救急車を必要としている傷病者のために、救急車の適時・適切な利用の注意喚起を実施していきます。

2 被害者の支援

(1) 交通相談・法律相談（広報課区民相談室）

交通事故に関する問題は、原則、被害者や加害者などの当事者間で解決すべきです。しかし、交通事故処理の手続きが煩雑である、法律に関する知識が不足しているなどにより、問題解決までに多くの時間や費用を要することがあります。また、加害者の賠償能力が乏しいなどにより、トラブルとなることもあります。

そこで、区では、交通事故当事者間の問題解決を補完するため、区民相談室に「交通相談」及び「法律相談」を設けています。

「交通相談」では、交通相談専門員が、示談方法・損害賠償額の算定・保険金の請求手続きなど交通事故全般について相談に応じています。また、「法律相談」では、弁護士が、法的解決策全般について相談に応じています。

ア 交通相談

日 時：金曜日（祝日を除く） 午後 1 時から 4 時まで

イ 法律相談

日 時：月・水・金曜日（祝日を除く） 午後 1 時から 3 時 30 分まで

電話・オンライン相談は月・水曜日

場 所：区役所（第一庁舎）3階 広報課区民相談室 03-3908-1101

○ 交通相談における相談内容と件数

区 分	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績
示 談 方 法	6 件	7 件
自賠償保険関係	3 件	0 件
後 遺 症 関 係	0 件	1 件
慰 謝 料 関 係	3 件	6 件
損 害 賠 償	12 件	5 件
そ の 他	21 件	20 件
計	45 件	39 件

○ 交通相談における相談者の内訳

区 分	令和 4 年度実績	令和 5 年度実績
被 害 者	28 件	33 件
加 害 者	13 件	4 件
そ の 他	4 件	2 件
計	45 件	39 件

II 道路交通の安全（分野別施策）

（2）区民交通傷害保険への加入促進（地域振興課）

交通事故に備えた「区民交通傷害保険」への加入促進に努めます。

この事業は、区民が一定の保険料を負担することにより、万一、交通事故に遭った場合に、被害の程度に応じて保険金をお支払いする制度で、北区が保険加入の受付業務を行っています。

〔事業の内容〕

ア 加入できる方

4月1日現在、北区に住所のある方

イ 申込方法（申込用紙は各窓口に設置）

加入申込書に必要事項を記入のうえ、下記窓口で保険料（現金）をお支払いいただきます。

a 申込期間：令和6年2月1日から3月31日

b 申込窓口：①区の定める金融機関・郵便局

②北区役所地域振興課地域振興係窓口

ウ 対象となる交通事故

自動車・電車・船舶・飛行機などの運行による交通人身事故

※ 自転車賠償責任プランは自転車使用などの賠償事故も対象

エ 保険期間

令和6年4月1日から翌年の3月31日まで

オ 保険金額

交通事故における被害の程度に応じて支払われます。

カ コースの種類と保険料（J：自転車賠償責任プラン）

コース	A	B	C	XJ	AJ	BJ	CJ
年間保険料	1,200円	2,000円	3,300円	1,500円	2,200円	3,000円	4,300円
交通傷害 (最高保険金額)	150万円	350万円	600万円	35万円	150万円	350万円	600万円
被害事故補償 (最高保険金額)	600万円						
自転車賠償 (最高賠償金額)				1億円			

<付属資料>

1 北区における推進体制

- (1) 東京都北区交通安全協議会（「東京都北区交通安全協議会規約」昭和39年9月3日）

交通事故のない住みよい区を築くため、区並びに関係行政機関・団体が協力体制を確立し、効果的な区民運動を推進していくことが必要です。北区では、このような社会的要請に基づき昭和39年に設置しています。

ア 協議事項

- ① 交通安全に関する広報
- ② 交通安全に関する教育施設
- ③ 交通安全に関する調査研究
- ④ その他、本会において必要と認める事項

イ 組織

会長、委員36名、幹事7名

- (2) 東京都北区交通安全協議会高齢者部会（「東京都北区交通安全協議会高齢者部会設置要綱」平成19年6月20日）

高齢社会に移行する中、増加する高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題となっています。

このような社会的要請に基づき、高齢者の交通事故防止のための施策に関する調査及び活動を行うため、東京都北区交通安全協議会の専門部会として平成19年に設置しました。

ア 協議事項

- ① 高齢者の交通安全に関する広報
- ② 高齢者の交通安全に関する教育施設
- ③ 高齢者の交通安全に関する調査研究
- ④ その他、本部会において必要と認める事項

イ 組織

会長、会員19名

- (3) 東京都北区交通安全対策本部（「東京都北区交通安全対策本部設置要綱」昭和43年3月13日）

北区が行う交通安全対策の一元化を図るため、関係部課による交通安全対策本部を設置しています。

ア 協議事項

- ① 交通安全施設の整備計画に関すること
- ② 交通安全運動の推進に関すること
- ③ 交通事故による被害者対策に関すること
- ④ その他、交通安全対策の総合的企画と調整に関すること

イ 組織

本部長、本部員28名

2 民間における推進体制

(1) 交通安全協会

交通安全に係る民間組織として、区内の三警察署ごとに三協会がそれぞれの目的で組織されています。また、それぞれの会則に従い多彩な事業を展開しています。

ア 事業概要

- ① 春・秋交通安全運動や交通安全行事
- ② 安全教育（各種講習会）
- ③ 各部会活動（安全運転管理者、トラック、女性、青年、交通少年団、高齢者部会など）
- ④ 支部への助成（町会・自治会活動）
- ⑤ 各種表彰

イ 会員数 （令和6年4月1日現在）

区 分	交通安全協会			計
	滝野川	王 子	赤 羽	
会員数	243名	301名	231名	775名

ウ 区補助金

区 分	交通安全協会			計
	滝野川	王 子	赤 羽	
5年度補助額	1,082千円	1,082千円	1,082千円	3,246千円
6年度予定額	1,082千円	1,082千円	1,082千円	3,246千円

(2) 違法駐車等防止連絡会

北区、警察、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、町会・自治会、商店会及びその他の地域関係者をもって構成しています。

連絡会は、年2回の全体会を開催しています。月1回以上重点地域において、合同で広報活動などを実施しています。

○ 各地区構成会員数 （令和6年4月1日現在）

地区名	町会・自治会	商店会	地域活動推進 委員協議会	安全協会	団体数
滝野川	4	4	1（10名）	1	10団体
王 子	9	4	1（22名）	1	22団体
十 条	4	3	1（11名）	1	17団体
赤 羽	6	9	1（11名）	1	17団体
合 計	23	20	3（43名）	3	49団体
警 察	滝野川・王子・赤羽警察署				3警察署
北 区	土木部 交通事業担当課				1区役所

○ 交通安全対策基本法（昭和 45 年 6 月 1 日）

〈交通安全対策基本法 抜粋〉

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

○ 条例・宣言一覧

東京都北区交通安全協議会規約	昭和 39 年 9 月 3 日
東京都北区交通安全対策本部設置要綱	昭和 43 年 4 月 1 日
東京都北区自転車の放置防止に関する条例	昭和 58 年 12 月 12 日
東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則	昭和 59 年 3 月 31 日
東京都北区自転車等駐車場条例	昭和 61 年 3 月 12 日
東京都北区自転車等駐車場条例施行規則	昭和 61 年 3 月 12 日
東京都北区違法駐車等の防止に関する条例	平成 6 年 1 月 1 日
東京都北区違法駐車等の防止に関する条例施行規則	平成 6 年 1 月 1 日
東京都北区違法駐車等対策実施要綱	平成 6 年 4 月 1 日
北区自転車駐車場の設置等に関する指導要綱	平成 7 年 4 月 1 日
東京都北区交通安全協会補助金交付要綱	平成 9 年 6 月 1 日
北区交通安全運動実施要領	春・秋

○ 交通事故の状況

1 全国の交通事故

交通事故発生件数及び死傷者数

区 分	発生件数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
平成 26 年	573,842	4,113	711,374	715,487
平成 27 年	536,899	4,117	666,023	670,140
平成 28 年	499,201	3,904	618,853	622,757
平成 29 年	472,165	3,694	580,847	584,541
平成 30 年	430,601	3,532	525,846	529,378
令和元年	381,237	3,215	461,775	464,990
令和 2 年	309,178	2,839	369,476	372,315
令和 3 年	305,425	2,636	361,768	364,404
令和 4 年	301,193	2,610	356,419	359,029
令和 5 年	307,911	2,678	365,027	367,705

「令和5年中の交通事故死者数について」（警察庁交通局交通企画課）より

2 都内の交通事故

交通事故発生件数及び死傷者数

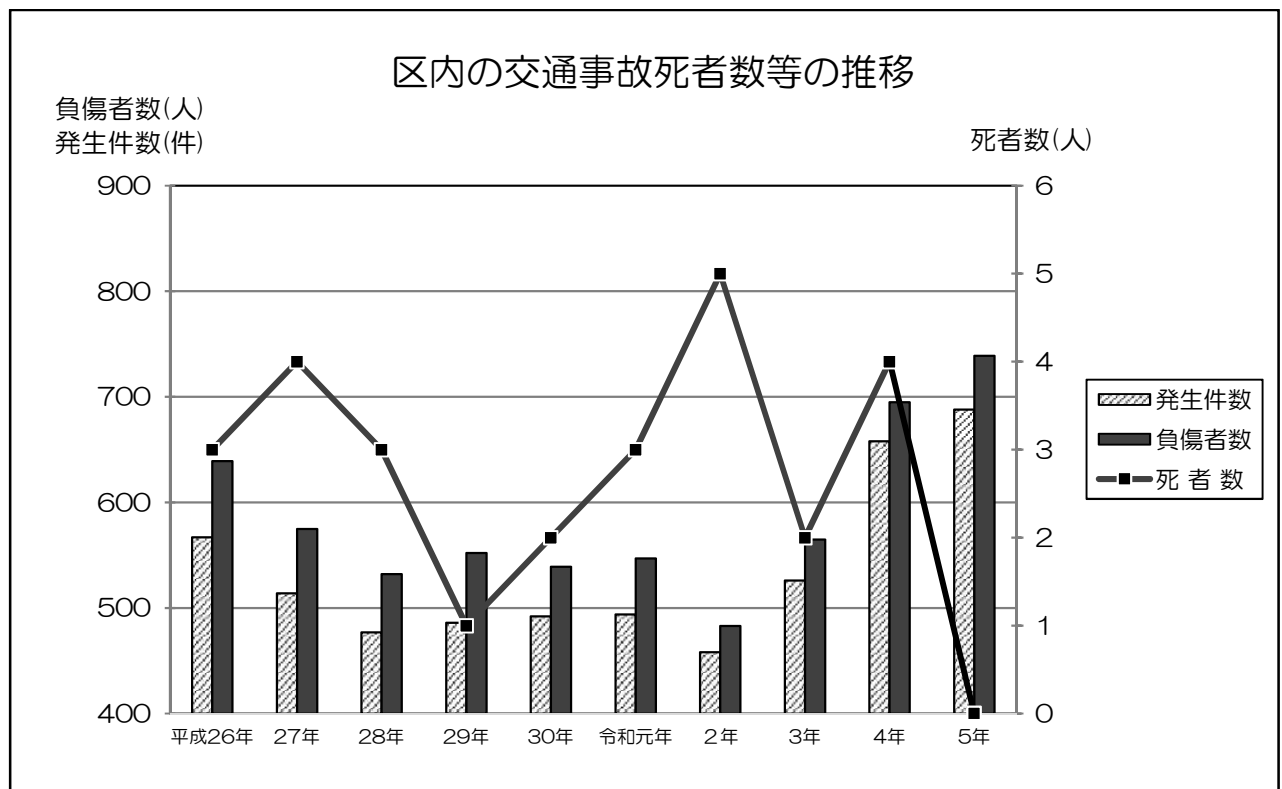
区 分	発生件数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
平成 26 年	37,184	172	43,212	43,384
平成 27 年	34,274	161	39,931	40,092
平成 28 年	32,412	159	37,828	37,987
平成 29 年	32,763	164	37,994	38,158
平成 30 年	32,590	143	37,443	37,586
令和元年	30,467	133	34,777	34,910
令和 2 年	25,642	155	28,888	29,043
令和 3 年	27,598	133	30,836	30,969
令和 4 年	30,170	132	33,429	33,561
令和 5 年	31,385	136	34,870	35,006

「令和5年中の交通事故死者数について」（警察庁交通局交通企画課）より

3 北区内の交通事故

(1) 交通事故発生件数及び死傷者数

区 分	発生件数	死 者 数	負傷者数	死傷者数
平成 26 年	567	3	639	642
平成 27 年	514	4	575	579
平成 28 年	477	3	532	535
平成 29 年	486	1	552	553
平成 30 年	492	2	539	541
令和元年	494	3	547	550
令和2年	458	5	483	488
令和3年	526	2	565	567
令和4年	658	4	695	699
令和5年	668	0	739	739

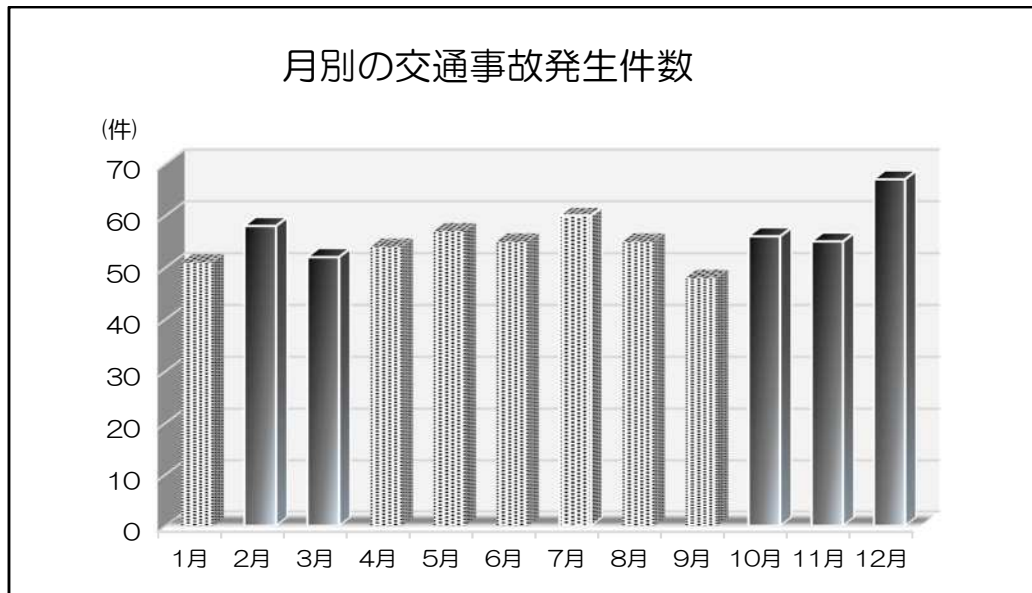


<付属資料>

(2) 月別、時間別の交通事故発生状況

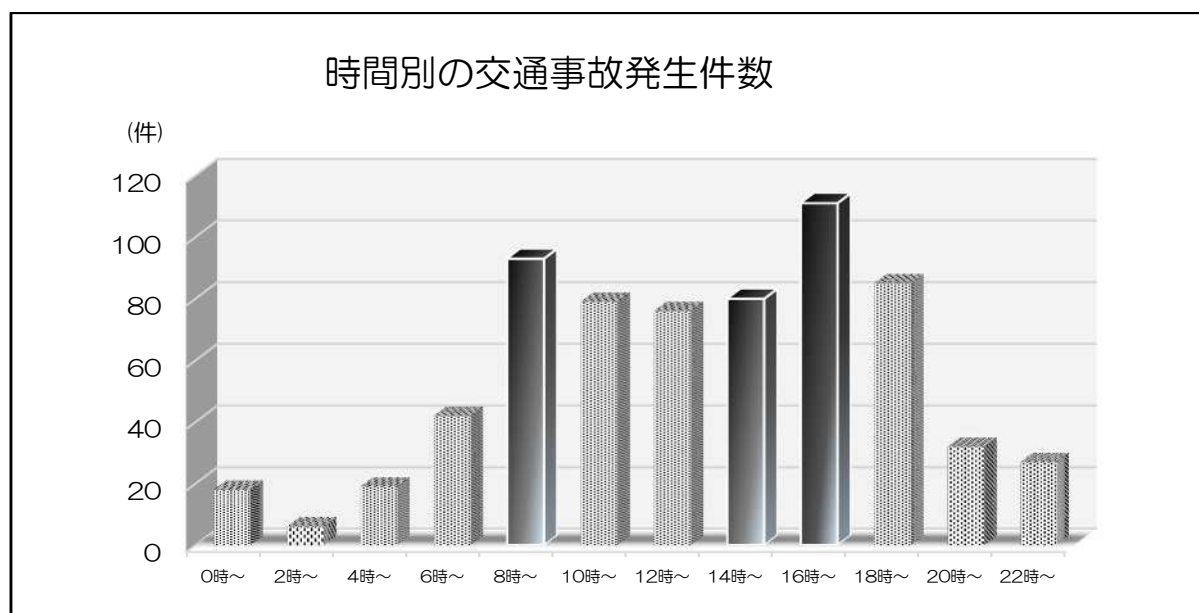
①月別の発生件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和4年	70	48	65	51	43	40	57	46	46	70	54	68	658
令和5年	51	58	52	54	57	55	60	55	48	56	55	67	668
増減	-19	10	13	3	14	15	3	9	2	-14	1	-1	10



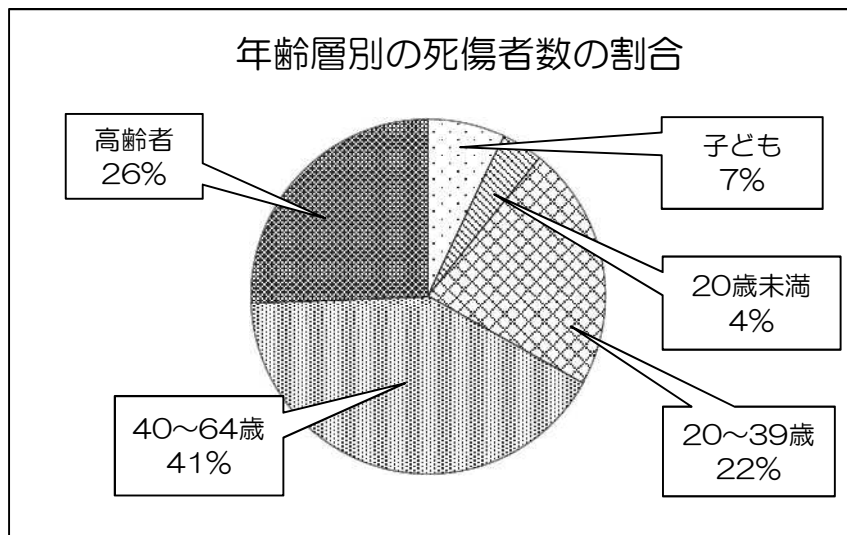
②時間別の発生件数

	0時 ～ 2時	2時 ～ 4時	4時 ～ 6時	6時 ～ 8時	8時 ～ 10時	10時 ～ 12時	12時 ～ 14時	14時 ～ 16時	16時 ～ 18時	18時 ～ 20時	20時 ～ 22時	22時 ～ 24時	合計
令和4年	18	7	14	45	90	96	92	71	91	74	37	23	658
令和5年	18	6	19	42	93	79	76	80	111	85	32	27	668
増減	0	-1	5	-3	3	-17	-16	9	20	11	-5	4	10



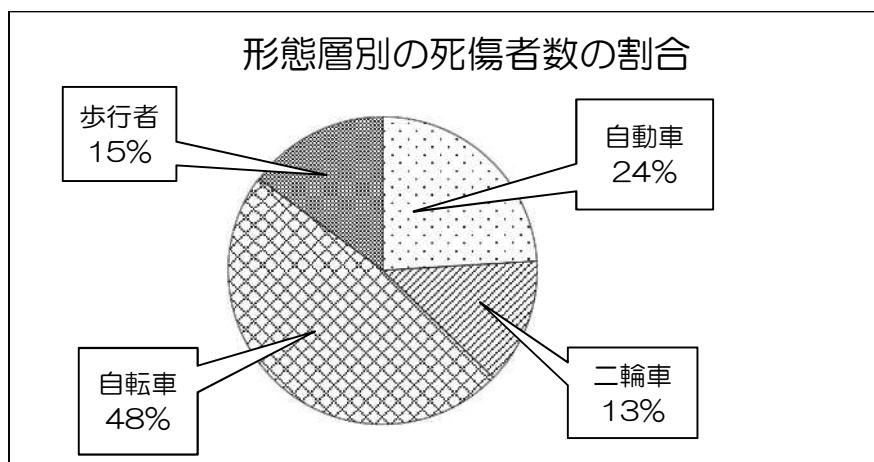
(3) 年齢層別の死傷者数

		子ども				20歳未満 (子どもを除く)		成年							高齢者	合計
		幼児	小学生	中学生	小計	高校生	左記を除く 20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	小計	65歳以上	
4年	死者	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	4
	負傷者	12	20	5	37	12	15	34	47	96	123	107	38	445	186	695
5年	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	16	32	4	52	11	17	34	39	92	116	138	51	470	189	739
増減	死者	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	-1	0	0	-1	-2	-4
	負傷者	4	12	-1	15	-1	2	0	-8	-4	-7	31	13	25	3	44



(4) 形態別の死傷者数

	自動車	二輪	自転車	歩行者	合計
令和4年	137	111	341	110	699
令和5年	178	98	353	110	739
増減	41	-13	12	0	40



<付属資料>

○北区内の交通死亡事故発生状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

令和5年中に北区内の交通死亡事故はありませんでした。

東京都北区交通安全実施計画
令和6年度

発行
東京都北区土木部
交通事業担当課

刊行物登録番号
6-1-061

令和6年10月

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話 (03) 3908-9216 ダイヤルイン

FAX (03) 3908-8336

URL <https://www.city.kita.tokyo.jp/>